

2016 年 8 月 1 日

## (株)東京環境測定センターニュース

(No. 193)

### 1. 作業環境測定における特定化学物質追加の動き

主に製剤原料として使用されているオルト-トルイジンについて以前、取扱事業者において複数の作業者に膀胱がんの発症があったため、厚生労働省においてオルト-トルイジンの健康に対するリスク評価と具体的な健康障害防止措置が検討されてきましたが、その結果、オルト-トルイジンとこれを含む製剤その他の物を製造し、または取り扱う業務について、当該事業者に対して特定化学物質障害予防規則の「特定第2類物質」に対する措置と同様の措置である作業環境測定の実施、発散抑制措置、特殊健康診断の実施などに加えて、当該物質に対する不浸透性の保護衣、保護手袋、保護長靴や、保護眼鏡を労働者に使用させることなどを義務付けることが必要であると結論されました。

これを受けて厚生労働省は今後、労働安全衛生法及び関係法令の改正を行う予定であり（平成28年11月公布、29年1月施行）、一般に1年程度の猶予期間が設けられる可能性が高いものの、特定化学物質第2類として新規追加されると予想されます。

特定化学物質(第2類物質)を扱う作業場では、作業責任者の選定と安全管理監督の実施、労働災害の防止、作業者の健康診断の実施、作業環境測定の実施が義務付けられます。

御質問、問合せは、技術グループ 課長 坂井 TEL03(3895)1924 までお願いします。